

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 3 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
国民年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600031号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600050号

第1 結論

請求者のA社における平成12年4月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、次の表の第一欄に掲げる期間について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

第一欄	第二欄	第三欄
平成12年4月	15万円	20万円
平成12年5月から同年9月まで	15万円	22万円
平成12年10月から平成13年9月まで	15万円	26万円
平成13年10月から平成14年9月まで	16万円	24万円
平成14年10月	17万円	24万円
平成14年11月から平成15年8月まで	17万円	30万円
平成15年9月から平成16年1月まで	18万円	30万円
平成16年2月から同年6月まで	18万円	22万円
平成16年7月及び同年8月	18万円	28万円
平成16年9月	19万円	28万円
平成16年10月から平成17年8月まで	19万円	30万円
平成17年9月から平成18年8月まで	20万円	30万円
平成18年9月から平成19年8月まで	22万円	30万円

平成12年4月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年4月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月1日から平成19年9月1日まで

請求期間における厚生年金保険の被保険者期間に係る標準報酬月額について、私が所持しているA社の給与明細書に記載されている実際の給与支給額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成12年4月から平成16年2月までの期間及び平成16年4月から平成19年8月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により、報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料又は超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、平成16年3月については、請求者は給与明細書を所持していないものの、B銀行C支店が提出した請求者に係る普通預金取引明細表によると、平成16年3月31日に給与の支給を受けていることが確認でき、請求者が提出した同年2月及び同年4月の給与明細書及び平成16年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が平成16年3月において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準報酬月額は、平成12年4月から平成13年9月までは15万円、同年10月から平成14年9月までは16万円、同年10月から平成15年8月までは17万円、同年9月から平成16年8月までは18万円、同年9月から平成17年8月までは19万円、同年9月から平成18年8月までは20万円、同年9月から平成19年8月までは22万円と記録されている。

一方、前述の給与明細書等により、推認できる請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成12年4月は20万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月から平成13年9月までは26万円、同年10月から平成14年9月までは24万円、同年10月から平成15年6月までは30万円、同年7月から平成16年1月までは34万円、同年2月から同年6月までは22万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月から平成17年6月までは32万円、同年7月から平成18年8月までは36万円、同年9月から平成19年8月までは38万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えており、当該標準報酬月額より高額となる標準報酬月額（平成12年4月から同年9月までは22万円、同年10月から平成13年10月までは26万円、同年11月から平成14年10月までは24万円、同年11月から平成15年3月までは30万円、同年4月から同年6月までは38万円、同年7月から平成19年8月までは30万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成12年4月は20万円、同年5月から同年9月までは22万円、同年10月から平成13年9月までは26万円、同年10月から平成14年10月までは24万円、同年11月から平成16年1月までは30万円、同年2月から同年6月までは22万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月から平成19年8月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は死亡しており、同社の閉鎖登記簿謄本において確認できる代表取締役に照会を行ったが回答は得られないものの、D年金事務所が保管する請求者に係る平成17年から平成19年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定届に記載された報酬月額は、請求者の厚生年金記録と一致している上、給与明細書等において確認できる報酬又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬を届け出ておらず、その結果、

社会保険事務所（当時）は、請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600123 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600022 号

第 1 結論

昭和 46 年 5 月から同年 8 月までの請求期間、昭和 46 年 10 月から昭和 53 年 12 月までの請求期間及び昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 46 年 10 月から昭和 53 年 12 月まで
③ 昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月まで

私が結婚して 2 年目頃に、義父から、私の国民年金加入手続を A 市役所で行い、過去の国民年金保険料未納分を同市役所又は納税組合に納付したと聞いた。その後、時期は不明であるが、私は、毎月納税組合を通して納付したにもかかわらず請求期間が未納と記録されている。

納税組合が保管する納税台帳に、請求期間当時、A 市から納税組合に国民年金保険料集金手数料を支給された記載があることから、請求期間の国民年金保険料を納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、結婚して 2 年目頃に義父から、請求者の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、過去の国民年金保険料未納分を同市役所又は納税組合に納付したと聞き、その後、時期は不明であるが自身が毎月納税組合を通して納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 6 月 18 日付けで払い出されていることが確認でき、当該払出以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡も確認できないことから、請求者が納付したと主張する当時、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない上、当該記録は国の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

さらに、請求者が国民年金保険料を納付していたとする納税組合について、A 市は、納税組合に関する当時の資料は保管しておらず詳細は不明である旨回答している上、納税組合の現在の組合長は、請求期間当時の組合員名簿等の資料は保管していない旨陳述しており、請求者及び納税組合が提出した納税台帳については、請求者が主張する国民年金保険料集金手数料に係る記載は確認できるものの、請求者の国民年金保険料の納付に関する記載はない。

加えて、請求者の義父は既に死亡している上、請求者は、国民年金保険料の具体的な納付時期、金額等に係る記憶が定かでなく、国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、請求者及び義父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。